

「県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査要領」の一部改正の概要

(令和8年7月1日以降適用)

■主な改正内容

- ・「山形県県土整備部所管業務委託に係る条件付一般競争入札試行要領」が本格実施されたことを受け、総合評価落札方式による入札については一般競争入札を適用することとするもの。併せて、添付資料である標準公告例、標準入札説明書例より「試行」を削除するもの。
- ・添付資料である標準公告例において、業務成績要件1の記載例（注釈）を修正するもの
- ・添付資料である標準入札説明書例において、応札者への負担軽減の観点から、電子入札システムでの質問登録時における、契約担当への電話連絡を廃止し、当該表記を削除したもの。

- ① 事後審査要領 本文
- ② 別紙業務2（事後審査）入札結果（事後審査）・・・一般競争（様式名変更）
- ③ 別紙業務1-1（事後審査）[手続日数]（一般競争）
- ④ 別紙1（標準公告例：業務委託一般競争簡易型総合評価落札方式（事後審査）試行）
- ⑤ 別紙2（標準入札説明書例：業務委託一般競争簡易型総合評価落札方式（事後審査）試行）